

中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和6年9月24日第14回中種子町農業委員会総会を中央公民館小会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

藤田幸司・牧瀬一典・鮫島安平・田中義人
森山昭市・中崎和行・梶原誠・上妻廣美・中島秀人
中島真実・永浜三津子・鎌田正司・瀨脇嘉則

出席推進委員

有留惣一郎・遠藤智史・増野幸孝・松原浩則
平山信一郎・宮園隆行・八汐栄一

3. 欠席推進員

池山久志

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について

日程 第5 議案第3号 非農地証明願いについて

日程 第6 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について

日程 第7 承認第2号 農用地利用集積計画及び配分計画の承認について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、令和6年第14回中種子町農業委員会総会を開会致します。はじめに、会長からご挨拶をお願い致します。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日の出席委員は13名全員出席で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。推進委員につきましては、7番池山推進委員から欠席の旨通告がありましたのでご報告致します。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願い致します。

(議長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、10番中島委員、11番中島委員を指名します。

日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3，議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の1ページをお開き下さい。議案第1号，農地法第3条申請についてご説明致します。所有権移転，件数6件，筆数24筆，面積49,098㎡，田11,464㎡，畑37,634㎡。中身ですが，順位5の〇〇さんと〇〇さんの所有権移転についてですが，〇〇さんは〇〇さんの息子さんの〇〇さんの娘さんとなります。〇〇さんの息子さんが亡くなったことによって娘さんの〇〇さんが土地を相続したため，相続された土地を譲受人に全て返してほしいとの要望であがっていました。3ページと4ページの〇〇さんの耕作面積は0㎡となっておりますが，〇〇さんの名義の土地を実際は〇〇さんが耕作しているため，継続して農業をするということになっております。あと，10ページですが，詳細図の右側が，そこが黒くなっておりますけども，実際は除草剤等をまいて耕作をしているということになっておりますので申請の方をしております。〇〇さんの隣に娘さん夫婦が住んでいて，農作業も一緒に今後も行っていくというところで，申請の方を受け付けております。これらの件につきまして，農地法第3条第2項に該当しないため，許可要件を満たすと考えます。委員の皆様のご審議を，宜しくお願い致します。

(議長)順位1について，担当調査委員の3番鮫島委員からの説明をお願いします。

(3番委員)はい，3番鮫島です。議案第1号順位1について説明致します。去る9月9日，譲受人，〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在，大字〇〇，字〇〇，地番〇〇-〇，地目畑，面積〇〇㎡。大字〇〇，字〇〇，地番〇〇〇-〇，地目畑，面積〇〇㎡。大字〇〇，字〇〇，地番〇〇〇-〇，地目畑，面積〇〇㎡です。譲渡人住所，中種子町〇〇〇〇番地，有限会社〇〇〇〇さん。譲受人，住所中種子町〇〇〇〇番地〇，〇〇〇〇さんです。申請理由は，譲渡人が会社の資産売却のため，譲受人が経営拡大です。場所については7ページをご覧ください。地番の〇〇-〇〇〇は，〇〇〇〇の事務所本宅の斜め後ろに当たる所です。もう一つ〇〇は，〇〇線に行って〇〇の〇〇〇〇があります。その〇〇〇の道路をはさんで2枚目の畑です。右側を見て下さい。〇〇〇〇-〇は，〇〇〇〇と〇〇〇〇の〇〇がございます。〇〇線に行く所でございます。〇〇〇〇の〇〇の西側に位置する農地でございます。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議を宜しく申し上げます。以上です。

(議長)ご苦勞様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位2について，担当調査委員の1番藤田委員からの説明をお願いします。

(1番委員)はい，1番藤田です。議案第1号順位2について説明いたします。去る9月8日，譲受人〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。

土地の所在，大字〇〇，字〇〇〇，地番〇〇-〇，地目畑，面積〇〇㎡，同字地番〇〇，地目畑，面積〇〇㎡，大字〇〇，字〇〇〇，地番〇〇-〇，地目畑，面積〇〇㎡，大字〇〇，字〇，地番〇〇-〇，地目畑，面積〇〇㎡。譲渡人住所，鹿児島市〇〇〇丁目〇番〇-〇〇号，〇〇〇〇さん。譲受人住所，中種子町〇〇〇番地〇，〇〇〇〇さん。申請理由は，譲渡人が売買，島外在住のため管理不能。譲受人が売買，相手方の要望です。譲渡人と譲受人の関係は〇〇であります。売買価格は総額で〇〇円となっています。場所につきましては，資料の8ページをお願いします。〇〇小学校から〇〇〇〇に向かいまして，県営の圃場整備地区があります。そこに十文字がありまして，十文字を〇側の方へ行った所に3筆，〇の方へ行った所に1筆あります。現在はサトウキビを植え付けてありました。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障がないと思われまます。委員の皆様のご審議のほどよろしく願い致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(12番委員)はい，すみません。

(議長)12番お願いします。

(12番委員)はい12番，今さっき売買金額の話がありましたけど，あまりにも安くて，〇〇だからということなんでしょうか。

(1番委員)〇〇ということで，本人も処分をしたいということで。

(12番委員)わかりました。

(議長)よろしいですか。他に質疑はございませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位3について，担当調査委員の1番藤田委員から説明をお願いします。

(1番委員)はい，1番藤田です。議案第1号順位3について説明致します。去る9月8日，譲受人〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在大字〇〇，字〇〇〇，地番〇〇番，地目畑，面積〇〇㎡です。譲渡人，住所鹿児島市〇〇〇丁目〇番〇-〇〇号，〇〇〇〇さん，譲受人，中種子町〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。申請理由は，譲渡人が売買，島外在住のため管理不能です。譲受人が売買，相手方の要望です。譲渡人・譲受人の関係は〇〇です。売買金額は〇〇円となっています。場所につきましては8ページをお願いします。先ほどの圃場整備地区を行きますと〇〇〇〇がありまして，〇〇〇〇より500m手前に〇〇〇〇さんの家があります。そこから約500m程南へ行った所に位置する圃場となっています。現在はサトウキビを植え付けてしております。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障がないと思われまます。委員の皆様のご審議のほどよろしく願い致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位4について，担当調査委員の12番永浜委員から説

明をお願いします。

(12番委員)はい、12番永浜です。議案第1号順位4について説明致します。去る9月6日、譲受人〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在大字〇〇，字〇〇，地番〇〇-〇，地目畑，面積〇〇㎡。譲渡人住所，中種子町〇〇〇〇番地 〇〇〇さん，譲受人住所，中種子町〇〇〇〇番地 〇 〇〇〇〇さん。申請理由は，譲渡人が贈与，相手方の要望で，譲受人が受贈，経営拡大です。譲渡人と譲受人は〇〇です。場所については9ページを開いて下さい。〇〇に向かひまして，〇〇集落の手前の三文字を左にずっと入っていきまして，800m程行った所に〇〇〇〇さんの自宅があります。この丸ではなくて，この家の後ろになります。場所はちょっと違います。この家の後ろになる所です。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障がないと思われます。委員の皆様のご審議のほどよろしく願ひ致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位5について，担当調査委員の2番牧瀬委員から説明をお願いします。

(2番委員)はい，2番牧瀬です。議案第1号順位5について説明致します。去る9月4日，譲受人〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在大字〇〇，字〇〇，地番〇〇-〇，地目畑，面積〇〇㎡。同小字，番地〇〇-〇，地目畑，面積〇〇㎡，他〇筆，合計面積〇〇㎡となります。譲渡人住所，千葉県〇〇市〇〇〇〇番地の〇〇〇〇〇〇号 〇〇〇〇さん，譲受人住所，中種子町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さん。申請理由は，譲渡人が贈与相手方の要望で，譲受人が受贈，経営拡張です。譲渡人と譲受人の関係は〇と〇です。場所については資料の10ページから12ページをお願いします。10ページの左側になります。〇〇小学校から〇道を600mほど〇〇方面に向かうと，左側に〇道〇〇線があります。そこから200m程上っていくと3筆の申請地があります。10ページの右側になりますけども，〇〇小学校から〇道を800m程〇〇方面に向かうと〇〇〇〇の看板があります。そこから50m程行くと左側に〇〇の〇〇山に繋がる道があり，そこを1km程行きますと道下に1筆の申請地があります。11ページの左側になります。下側に〇〇〇〇〇〇がありますけども，その入り口から〇道を300mほど〇〇方面に向かうと〇〇橋があります。〇〇橋の手前に右側に降りる〇道があり，そこをまた300m程行った所に4筆の申請地があります。11ページの右側になります。この地図は〇〇集落の地図になりますけども，〇〇方面に向かう〇道と〇〇に向かう道路，〇〇集落に向かう道路があります。その十字路を〇〇方面に50m程行くと3筆の申請地があります。12ページ，12ページの左側になります。地図の下側に〇〇集落，その上にあるのが〇〇集落です。〇〇集落の十文字を〇〇方向へ向かうと，川を渡ってすぐ〇〇の公民館があります。そこを100m程行くと右側に1筆の申請地があります。またそこから300m程行きますと，右に曲がって〇〇集落に向かう道路があります。その道路を300m程行った所に，

右側に1筆の申請地があります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障がないと思われます。委員の皆様のご審議のほどよろしく願い致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位6について、担当調査委員の8番梶原委員から説明をお願いします。

(8番委員)はい、8番梶原です。議案第1号順位6について説明を致します。去る9月8日、譲受人〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在大字〇〇、字〇〇、地番〇〇-〇、地目畑、面積〇〇㎡。同字地番〇〇-〇、地目畑、面積〇〇㎡、合計面積〇〇㎡。譲渡人、住所中種子町〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さん、譲受人住所、中種子町〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈です。この2人は〇〇関係です。場所については12ページをお願いします。〇〇〇〇線があります。〇〇〇〇場を過ぎて2軒目が〇〇〇〇さん宅です。そこから3本目の道を左へ向かって2枚目と3枚目の畑です。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障がないと思われます。委員の皆様のご審議のほどよろしく願い致します。以上です。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号については、許可することにご異議はありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転6件については、許可することに決定します。次に、日程第4、議案第2号「農地法第5条申請について」を議題とします。順位1について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の13ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請順位1について説明致します。譲受人、〇〇〇〇さん、住所中種子町〇〇〇〇番地〇、譲渡人、〇〇〇〇さん、住所鹿児島県〇〇市〇〇〇〇丁目〇番〇号です。申請地大字〇〇、字〇〇〇〇、番地〇〇番〇、地目畑、地積〇〇㎡。転用理由、〇〇住宅の建築です。申請理由は、現在借家住まいで子供も成長し手狭になってきたため、当該地を申請するものです。土地利用規制等につきましては都市計画区域内の農振農用地外第2種農地、その他の農地と考えます。棟数・面積等につきましては、居宅で〇〇㎡となっております。金融機関の融資証明書も提出されており実現性有りと思われます。委員の皆様のご審議をお願い致します。

(議長)議案第2号、農地法第5条順位1については、14番濱脇が説明致します。

この案件につきましては、先般9月9日午前10時20分より森山委員、松原推進委員、事務局、申請人の妻、〇〇〇〇さん立ち会いの下、現地調査を実施し致します。場所につきましては、〇〇集落内の〇道〇〇〇〇線の〇〇〇〇から〇〇〇

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第5条申請について」は、許可することに決定しました。次に、日程第5、議案第3号「非農地証明願いについて」を議題とします。ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、○番○○委員の退室をお願いします。順位1について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい、資料の15ページをお願い致します。議案第3号、非農地証明願い、順位1について説明致します。申請地大字○○，字○○，地番○○番，地目田，地積○○㎡。申請人○○○○さん，住所中種子町○○○○番地○，申請理由，土地登記簿の地目は田となっておりますが，平成15年から耕地として利用せず現況は山林となっております。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議長)順位1について、担当調査委員の6番森山委員からの説明をお願いします。

(6番委員)はい，6番森山です。議案第3号，非農地証明願い順位1について説明致します。この案件につきましては，先般9月9日午前10時00分から，会長，上妻委員，八汐推進員，事務局，そして申請人の妻であります○○○○さん立ち会いの下，実施を致しました。場所につきましては，15ページを見て頂きたいんですが，○○から○○○へ向かう○道○○○○線，通称○○○線と言いますが，これと○道○○○○線，○○方面から○○○へ向かう○道であります，この交差点を南の方へ進むと○○川があります。その川沿いを上流の方へ約200m進んだ所に位置している土地となります。土地登記簿の地目は田となっておりますが，平成15年から耕地として利用せず現況は山林となっております。上の畑を開発した所土砂が流入してもう作れないような状況になって現在に至っているというようなことでした。耕作しなくなって20年以上たっていることから，現地調査の結果，非農地が妥当であろうと判断をしたところです。委員の皆様のご審議をよろしくお願いします。以上です。

(議長)現地に同行した委員，事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第3号順位1については，許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。○○委員の入室をお願いします。

次に順位2について，事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい，資料の16ページをお願い致します。議案第3号，非農地証明願い，順位2について説明致します。申請地大字○○，字○○，地番○○番○，地目畑，地積○○㎡です。申請人○○○○さん，住所中種子町○○○○番地○，申請理由，土地登記簿の地目は畑となっておりますが，平成4年以前から耕地として利用せず，現況は○○○○となっております。委員の皆様のご審議をお願い致します。

(議長)順位2について，担当調査委員の1番藤田委員からの説明をお願いします。

(1番委員)はい、1番藤田です。議案第3号、非農地証明願い順位2について説明致します。この案件につきましては、先般9月9日午前9時30分から、会長、鮫島委員、宮園推進員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立ち会いの下、実施致しました。場所につきましては、先ほどの〇〇〇〇さん宅の西側に位置する場所になります。土地登記簿の地目は畑となっておりますが、平成4年以前から耕地として利用せず、現況は〇〇〇〇となっております。耕作されなくなつて30年以上たっていることから現地で検討した結果、非農地が妥当と判断致しました。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

(議長)現地に同行した委員、事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(6番委員)いいですか。

(議長)6番お願いします。

(6番委員)参考までに伺いたいんですが、このような事例って以前にもあったような気がするんですが、農地に既に〇〇〇〇を〇〇〇〇いうことで、こういった事例というのは、法務局とかに出したときにペナルティーみたいなものはないんですか。

(議長)事務局お願いします。

(事務局)ペナルティーというものはあるという事は聞いておりません。よろしいですか。

(6番委員)はい、わかりました。

(議長)他に質疑はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第3号順位2については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第3号「非農地証明について」は、許可することに決定しました。次に、日程第6、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、〇番〇〇委員の退室をお願いします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい事務局です。資料の17ページをお開きください。承認第1号、農用地利用集積計画の一部変更について説明致します。令和6年9月30日を公告日とする農用地利用集積計画の一部変更につきましては、件数1件、筆数3筆、変更面積2,557㎡、契約年数は6年の合意解約となります。詳細につきましては、資料の19ページに添付してあります。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更

について」は、承認することに決定しました。〇〇委員の入室をお願いします。次に日程第7、承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい事務局です。資料の20ページをお開きください。承認第2号農用地利用集積計画及び配分計画について説明致します。令和6年9月30日を公告日とする利用権設定、貸借権8件、筆数19筆、面積46,635㎡の農用地利用集積計画及び配分計画を定めたので承認を求めます。詳細につきましては、資料の27ページ以降に添付してあります。なお、今回の貸借権順位4から8の5件については中間管理事業法の集積一括方式による貸借権です。委員の皆様のご審議をよろしく願います。

(議長) これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」は、承認することに決定しました。

(議長) これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和6年第14回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。